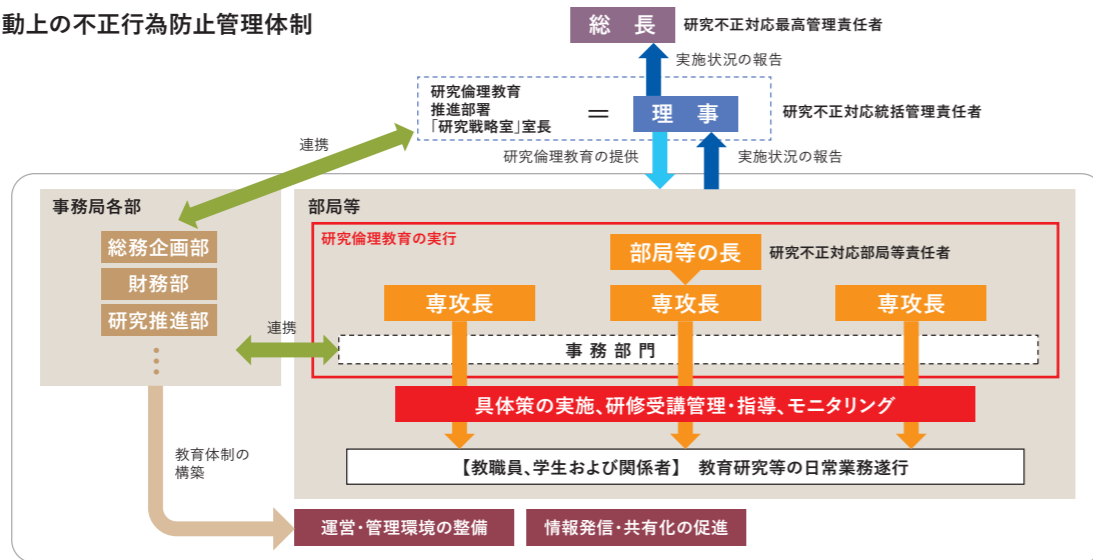


研究不正防止管理体制

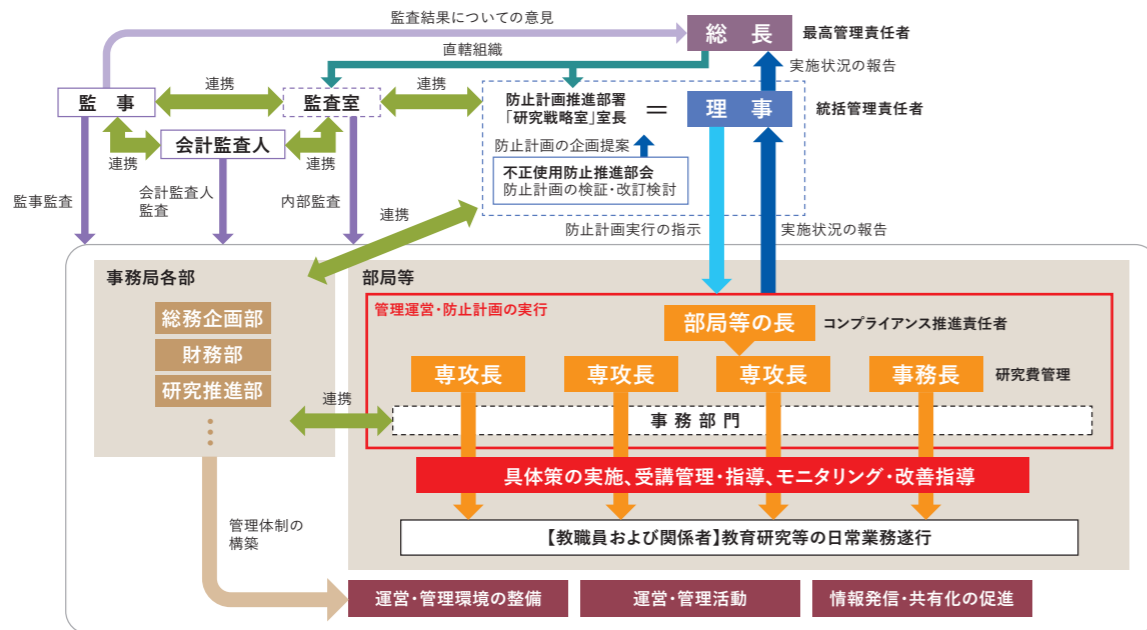
本学では、文部科学省が制定したガイドラインに基づき、各部署等が研究活動上の不正行為や研究費の不正使用を防止する体制を整備しました。研究活動上の倫理教育、研究費の

管理運営ともに「部局等の長」が責任者として実質的な責任と権限を持ち、不正行為・不正使用を防止するための適切な措置を講じる責を担っています。

■研究活動上の不正行為防止管理体制



■研究費不正使用防止管理体制



■北海道大学における科学者の行動規範

北海道大学は本学において研究活動を行うすべての科学者が、日本学術会議が策定した「科学者の行動規範」(2006年10月3日制定2013年1月25日改訂)に基づき、研究活動を行うことを宣言し、行動規範をここに定める。

1) 科学者は、研究成果を論文等で公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究の立案・計画・申請・実施・報告等の過程において、研究・

調査データのねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を行わず、またこれに加担しない。

2) 科学者は、研究活動の透明性と説明責任を果たすために、実験や調査の記録等の研究資料を適切に保存する。

3) 科学者は、自らの行っている研究が社会の負託に応える重大な責務であることを強く自覚し、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

利益相反マネジメント

●利益相反マネジメントとは何か

北海道大学が、産学官連携等の活動を進めるうえで、国立大学として求められる責務とその過程で発生する利益が相反する状況が生じる場合があります。

このため、本学では教職員等が公正かつ効率的に業務に専念でき、企業等との連携が円滑に推進できる環境をつくるために、利益や責務の相反を適正にマネジメントするため規程に基づくルールの策定と体制整備を行っています。

●利益相反マネジメントの考え方

利益相反とは、産学官連携等にもなって不可避免的に生じる、次のような状況を示します。

◎本学教職員が、社会との連携活動によって得る諸利益(実施料収入・報酬・未公開株式等)と、教育・研究という大学における責任が相反している状況。

◎本学教職員等が、主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、その責任が大学における職務遂行の責任と相反している状況。

◎本学が社会との連携活動によって得る利益と、大学組織

の社会的責任が相反している状況。

このような状況に対し、大学における教育・研究上の責務が適切に果たされ、かつ大学の社会的信頼を維持しつつ社会との連携活動が推進されるように、利益相反マネジメントを実施しています。

●利益相反マネジメントの体制

◎利益相反審査会の設置

利益相反マネジメントに関する事項を審査する機関として、「利益相反審査会」を設置して、法令や本学の諸規程等に基づき、利益相反マネジメントに必要なルールの整備を行っています。また、同審査会では、幅広い視野からの議論を行うとともに、社会に対する説明責任を重視する観点から、学外の有識者や各分野の専門家の意見を適切に反映させる仕組みを設けています。

◎利益相反マネジメント室の設置

利益相反マネジメントにかかわる実務的処理を行い、また職員の相談に応じ、アドバイスを与えるために「利益相反マネジメント室」を設置しました。

■利益相反マネジメント体制

